

子ども・子育て支援新制度の概要

理念 (子ども・子育て支援法に基づく基本指針より)

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の本市の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つである。

しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。このような状況に鑑みれば、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- 認定こども園 (幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)
- 幼稚園
- 保育所 (利用定員 20 人以上)

■地域型保育給付

- 小規模保育 (利用定員 6 人以上 19 人以下)
- 家庭的保育 (利用定員 5 人以下)
- 居宅訪問型保育 (ベビーシッター)
- 事業所内保育 (主に従業員のほか、地域において保育を必要とする子ども)

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業 (保育コンシェルジュの配置)
- ②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童)
- ⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- ⑦ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業 (ニコニコこども館、保育所で実施)
- ⑨延長保育事業 (各幼稚園で実施)
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 (日用品、文房具、遠足代など助成)
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間事業者参入)

計画的な整備

市町村子ども・子育て支援事業計画 (5年間)

幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

ニーズの調査・把握 (現在の利用状況+利用希望)

子ども・子育て家庭の状況及びニーズ

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭 (専業主婦)

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭 (共働き、ひとり親)

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭 (共働き、ひとり親)

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭 (専業主婦)